

○浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成13年 3月27日

規則第15号

(趣旨)

**第1条** この規則は、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前の相談)

**第2条** 申請予定者は、条例第3条から第5条までの手続を行おうとする前に、浦安市墓地・納骨堂の経営の許可等に関する相談書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する浦安市墓地・納骨堂の経営の許可等に関する相談書の提出を受けた日から7日以内（当該期間に浦安市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日（以下「休日等」という。）が含まれるときは、その日は除いて算定するものとし、期限が同項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、当該市の休日の翌日をもってその期限とみなすものとする。）に、申請予定者に必要となる手続等について回答するものとする。

(平30規則35・追加)

(事前協議の手続)

**第3条** 条例第3条に規定する事前協議は、浦安市墓地・納骨堂経営計画（変更）事前協議申出書（別記第2号様式。以下「事前協議申出書」という。）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 墓地又は納骨堂の周囲200メートル以内の河川、海及び住宅等の状況並びに周辺住民等の範囲を示す見取図
- (2) 墓地又は納骨堂の位置を示す図面
- (3) 造成計画及びその施設の配置図
- (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 維持管理規則等墓地又は納骨堂として使用に供するために必要な事項を記載した書類

- (6) 管理運営計画書等墓地又は納骨堂の経営に必要な事項を記載した書類
- (7) 資金計画書及び墓地又は納骨堂の設置に要する費用の内訳明細書
- (8) 財産目録、預貯金残高証明書等の財産が確認できる書類
- (9) 申請予定者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の宗教法人規則の写し及び法人の登記事項証明書
- (10) 墓地又は納骨堂の経営に関する意思決定をした旨を証する書類及び墓地又は納骨堂を経営するに至った理由を記載した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 事前協議は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該経営計画が、法及び墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月6日付け生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）別添1 墓地経営・管理の指針の趣旨に基づく内容であることを明らかにすること。
- (2) 墓地又は納骨堂の経営等に関して総合的な観点からする市の意見に対し回答すること。

（平30規則35・追加）

（標識の設置の方法）

**第4条** 条例第4条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横180センチメートル以上であること。
- (2) 標識は、当該墓地又は納骨堂の敷地が接する道路に面した見やすい場所に1か所以上設置すること。
- (3) 標識の設置期間は、前条第1項の規定により事前協議申出書を提出する日の90日前の日以前から法第10条第1項又は第2項の許可を受ける日までとする。
- (4) 標識が風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しない方法で設置するとともに、標識の記載事項が当該設置期間中不鮮明にならないように維持管理すること。

2 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請予定者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び

代表者氏名)

- (2) 墓地又は納骨堂の名称
- (3) 墓地又は納骨堂の所在地
- (4) 墓地の総面積又は納骨堂の延床面積
- (5) 墓地の区画数又は納骨堂の収蔵数
- (6) 完成予想図
- (7) 標識を設置した日
- (8) 標識に関する連絡先の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、法人の所在地、名称、担当者氏名及び電話番号）

（平30規則35・追加）

（標識の設置の届出）

**第5条** 条例第4条第2項の規定による届出は、浦安市墓地・納骨堂経営計画標識設置届（別記第3号様式）に次に掲げる図面及び写真を添付して行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置状況が分かる写真及び記載事項が分かる書面

（平30規則35・追加）

（標識の記載事項の変更）

**第6条** 申請予定者は、第4条第1項第3号に規定する期間に、標識に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく当該標識に記載した事項を訂正するものとする。

2 申請予定者は、前項の規定により標識に記載した事項を訂正したときは、浦安市墓地・納骨堂経営計画標識記載事項変更届（別記第4号様式）に当該変更に係る事項を記載した書類及び訂正後の標識の写真を添えて、遅滞なく市長に届け出るものとする。

（平30規則35・追加）

（周辺住民等の範囲）

**第7条** 条例第5条第1項に規定する規則で定める距離は、水平距離100メートルとする。

（平30規則35・追加）

(周辺住民等への説明の方法)

**第8条** 条例第5条第1項本文の規定による説明（以下「経営計画説明」という。）は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 戸別訪問によること。ただし、周辺住民等が、集合住宅に居住する者及び当該集合住宅を所有する者である場合については、その代表者と申請予定者との話し合いにより当該集合住宅内の説明範囲及び説明方法を決定したときは、当該周辺住民等に対しては、当該決定した方法によることができる。

(2) 対象者が不在のときは、日時を変えて数度訪問すること。

(平30規則35・追加)

(条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合)

**第9条** 条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 周辺住民等の住所が本市の区域外（市の区域に隣接する区域のうち市長が指定する区域を除く。）にある場合であって、当該周辺住民等の所在地に、説明資料を送付したとき。

(2) 経営計画説明が周辺住民等の原因によりできなかつた場合であって、当該周辺住民等に説明資料を送付したとき。

2 前項の規定にかかわらず、周辺住民等から経営計画説明の要望があつた場合は、当該周辺住民等に対し経営計画説明を行うものとする。

(平30規則35・追加)

(周辺住民等に交付する書面に記載すべき事項)

**第10条** 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請予定者の住所及び氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）

(2) 墓地又は納骨堂の名称

(3) 墓地又は納骨堂の所在地

(4) 墓地又は納骨堂の施設の概要

(5) 墓地又は納骨堂の運営管理の方法

- (6) 工事予定期間
- (7) 工事の方法及び安全対策の概要
- (8) 条例第6条第1項に規定する協議の申出の方法
- (9) 事前協議申出書の提出予定日
- (10) その他市長が必要と認める事項

(平30規則35・追加)

(経営計画説明会の開催等)

**第11条** 条例第5条第3項に規定する説明会（以下「経営計画説明会」という。）は、次に掲げるところにより開催するものとする。

- (1) 場所及び日時は、周辺住民等に配慮し、決定すること。
- (2) 開催場所の使用について費用が発生した場合は、申請予定者が費用を負担すること。
- (3) 対象者は、経営計画説明会を要望した者と協議の上、決定すること。

(平30規則35・追加)

(周辺住民等への経営計画説明の届出)

**第12条** 条例第5条第4項の規定による届出は、第3条第1項の規定により事前協議申出書を提出する時までには、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 戸別訪問により経営計画説明をした旨の届出 浦安市墓地・納骨堂周辺住民等経営計画説明結果届（別記第5号様式）に周辺住民等の名簿、経営計画説明の内容を記した書面及び経営計画説明に係る周辺住民等の範囲を表示した地図を添えて行うこと。
- (2) 経営計画説明会により経営計画説明をした場合の届出 浦安市墓地・納骨堂周辺住民等経営計画説明会結果届（別記第6号様式）に経営計画説明会を開催するに至った経緯を記した書類、経営計画説明会の議事録、経営計画説明会で配布した資料及び出席者名簿並びに出席者の居住範囲を表示した地図を添えて行うこと。

(平30規則35・追加)

(経営計画説明内容に変更があったときの対応)

**第13条** 申請予定者は、経営計画説明をした内容に変更があったときは、再

度、経営計画説明を行うものとする。

(平30規則35・追加)

(周辺住民等との協議等)

**第14条** 条例第6条第2項に規定する文書には、申し出された意見の概要、当該意見に対する見解、措置方針、計画変更の有無等を記載しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による届出は、浦安市墓地・納骨堂経営計画（変更）周辺住民等協議状況報告書（別記第7号様式）に、同項に規定する文書の写しを添えて提出することにより行うものとする。

(平30規則35・追加)

(協定の締結等の手続)

**第15条** 条例第7条第1項の規定による協定の締結は、法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請の前にされなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による確認書の交付は、浦安市墓地・納骨堂経営計画確認書（別記第8号様式）により行うものとする。

(平30規則35・追加)

(変更の協議)

**第16条** 条例第8条第1項に規定する変更の協議は、浦安市墓地・納骨堂経営計画事前協議事項変更協議申出書（別記第9号様式）により行うものとする。

(平30規則35・追加)

(条例第8条第1項ただし書の軽微な内容の変更)

**第17条** 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な内容の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請予定者（宗教法人を除く。）、設計者、代理者、工事監理者及び工事施工者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）の変更
- (2) 申請予定者（宗教法人に限る。）の名称及び代表者氏名の変更
- (3) 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日の変更

2 前項に掲げる軽微な内容の変更については、浦安市墓地・納骨堂経営計画  
事前協議事項変更届（別記第10号様式）により市長に届け出るものとする。

（平30規則35・追加）

（経営計画の廃止、停止又は再開の届出）

**第18条** 条例第9条の規定による届出は、浦安市墓地・納骨堂経営計画（廃  
止・停止・再開）届（別記第11号様式）により行うものとする。

（平30規則35・追加）

（経営許可申請書等）

**第19条** 条例第10条の申請書は、浦安市墓地等経営許可申請書（別記第12号  
様式）によるものとする。

2 条例第10条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川、海及び住宅等の状況を示す見取  
図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面
- (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 維持管理規則等墓地等として使用に供するために必要な事項を記載し  
た書類
- (6) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (7) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
- (8) 財産目録、預貯金残高証明書等の財産が確認できる書類
- (9) 申請者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の宗教法人規則  
の写し及び法人の登記事項証明書
- (10) 墓地等の経営に関する意思決定をした旨を証する書類及び墓地等を経  
営するに至った理由を記載した書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

（平30規則35・旧第2条線下・一部改正）

（変更許可申請書等）

**第20条** 条例第11条の申請書は、浦安市墓地等変更許可申請書（別記第13号  
様式）によるものとする。

2 条例第11条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 変更後の墓地等に係る前条第2項第1号から第9号までに規定する書類及び図面

(2) 申請者が宗教法人である場合にあっては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

(3) 変更により墓地でなくなる区域がある場合（引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあっては、改葬報告書

（平30規則35・旧第3条線下・一部改正）

（廃止許可申請書等）

**第21条** 条例第12条の申請書は、浦安市墓地等廃止許可申請書（別記第14号様式）によるものとする。

2 条例第12条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合（引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあっては、改葬報告書

(2) 申請者が宗教法人である場合にあっては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

（平30規則35・旧第4条線下・一部改正）

（許可等の通知）

**第22条** 条例第13条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 墓地等の経営又は変更の許可の通知 浦安市墓地等経営（変更）許可書（別記第15号様式）

(2) 墓地等の廃止の許可の通知 浦安市墓地等廃止許可書（別記第16号様式）

(3) 不許可の通知 浦安市墓地等不許可通知書（別記第17号様式）

2 前項第1号に掲げる通知は、墓地等の管理事務所等の見やすい場所に掲示しなければならない。

（平30規則35・追加）

（墓地変更許可の要件）

**第23条** 条例第14条第4項の規則で定める一体性を有する要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が当該変更に係る墓地のうち法第10条第1項の規定による許可を受けた墓地の面積の2倍の面積以下であること。
- (2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が一の墓地であると認められること。

(平30規則35・旧第5条繰下・一部改正)

(墓地の表示)

**第24条** 条例第23条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地の名称
- (2) 墓地の所在地
- (3) 経営者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）
- (4) 経営許可年月日及び許可番号（法第10条第2項の規定による墓地の変更許可を受けた場合にあっては、経営許可年月日及び許可番号並びに変更許可年月日及び変更許可番号）
- (5) 面積及び区画数
- (6) 墓地全体の概略を示す図面
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第23条第2項の規定による表示は、縦90センチメートル以上、横180センチメートル以上の標識を墓地の入口付近の外部から見やすい位置に設置することにより行わなければならない。

(平30規則35・旧第6条繰下・一部改正)

(条例第25条の勧告の手続)

**第25条** 条例第25条の規定による勧告は、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する勧告書（別記第18号様式）により行うものとする。

2 申請予定者は、条例第25条の規定による勧告を受諾しようとするときは、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する勧告受諾書（別記第19号様式）を市長に提出しなければならない。

(平30規則35・追加)

(条例第26条の命令の手続)

**第26条** 条例第26条の規定による命令は、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する命令通知書（別記第20号様式）により行うものとする。

2 経営者は、条例第26条の規定による命令を受諾しようとするときは、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する命令受諾書（別記第21号様式）を市長に提出しなければならない。

(平30規則35・追加)

(条例第27条の公表の方法)

**第27条** 条例第27条第1項の規定による公表は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市役所前掲示場への掲示
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の事務室に公表内容を記載した書類を備え、当該書類を閲覧させること。

2 条例第27条第2項本文の規定による出頭の求めは、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する出頭要求通知書（別記第22号様式）により行うものとする。

3 条例第27条第3項の規定による通知は、浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する違反事項等公表決定通知書（別記第23号様式）により行うものとする。

(平30規則35・追加)

#### **附 則**

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成30年3月30日規則第35号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### **附 則**（令和4年7月27日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第1号様式（第2条第1項）

浦安市墓地・納骨堂の経営の許可等に関する相談書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

印

電 話 番 号

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により次のとおり提出します。

1 計画する区分

区 分	経営許可 ・ 変更許可
-----	-------------

2 経営の主体（宗教法人の場合）

宗教法人の区分	単 立 ・ 包 括
市内事務所の所在地	
上記市内事務所の登記年月日	年 月 日

3 墓地・納骨堂予定地等

墓地又は納骨堂の予定地	
用地等の面積	m <sup>2</sup> （うち墓地・納骨堂の面積 m <sup>2</sup> ）

4 墓地・納骨堂の用地の現況

区 域 区 分	市 街 化 区 域		
用 途 地 域	地 域	高 度 地 区	
そ の 他 の 地 域 地 区		地 区 計 画	
建 蔽 率		容 積 率	

5 経営計画の内訳

予 定 区 画 数	墓地（ 区画）・ 納骨堂（ 区画）			
進 入 路 及 び 道 路 計 画				
駐 車 場 附 置 台 数				
予定される建築物等	用 途		構 造	造
	面 積	建築面積	m <sup>2</sup>	（延床面積 m <sup>2</sup> ）

6 工事予定

着手予定年月日	年 月 日 予定
完了予定年月日	年 月 日 予定

第2号様式（第3条第1項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画（変更）事前協議申出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条の規定により次のとおり協議  
します。

申 出 の 区 分	経 営 許 可 ・ 変 更 許 可
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 名 称	
経 営 計 画 の 概 要	
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 予 定 地 及 び 面 積	
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 構 造	

添付書類  
裏面参照

## 添付書類

- (1) 墓地又は納骨堂の周囲200メートル以内の河川、海及び住宅等の状況並びに周辺住民等の範囲を示す見取図
- (2) 墓地又は納骨堂の位置を示す図面
- (3) 造成計画及びその施設の配置図
- (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 維持管理規則等墓地又は納骨堂として使用に供するために必要な事項を記載した書類
- (6) 管理運営計画書等墓地又は納骨堂の経営に必要な事項を記載した書類
- (7) 資金計画書及び墓地又は納骨堂の設置に要する費用の内訳明細書
- (8) 財産目録、預貯金残高証明書等の財産が確認できる書類
- (9) 申請予定者が宗教法人である場合にあつては、当該宗教法人の宗教法人規則の写し及び法人の登記事項証明書
- (10) 墓地又は納骨堂の経営に関する意思決定をした旨を証する書類及び墓地又は納骨堂を経営するに至った理由を記載した書類

第3号様式（第5条）

浦安市墓地・納骨堂経営計画標識設置届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地又は納骨堂の経営計画に係る標識を設置したので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により届け出ます。

標 識 の 設 置 年 月 日	年 月 日
-----------------	-------

添付書類

- （1）標識を設置した場所が明示された図面
- （2）標識の設置状況が分かる写真及び記載事項が分かる書面等

第4号様式（第6条第2項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画標識記載事項変更届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地又は納骨堂の経営計画に係る標識の記載事項を次のとおり変更したので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条第2項の規定により届け出ます。

	変更箇所	変更前	変更後
変更事項			
変更理由			

添付書類

- （1）変更に係る事項を記載した書類
- （2）訂正後の標識の写真

第 5 号様式（第 12 条第 1 項第 1 号）

浦安市墓地・納骨堂周辺住民等経営計画説明結果届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

次の墓地又は納骨堂の経営計画について、周辺住民等へ説明を行ったので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 5 条第 4 項の規定によりその内容を届け出ます。

なお、今後周辺住民等から更に説明の要望があつたときは、速やかに対処します。

墓地又は納骨堂の名称	
墓地又は納骨堂の予定地	

添付書類

- （1）周辺住民等の名簿
- （2）経営計画説明の内容を記した書面
- （3）経営計画説明に係る周辺住民等の範囲を表示した地図

第 6 号様式（第 12 条第 1 項第 2 号）

浦安市墓地・納骨堂周辺住民等経営計画説明会結果届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

周辺住民等に対して経営計画説明会を行ったので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 5 条第 4 項の規定によりその内容を届け出ます。

墓地又は納骨堂の名称				
墓地又は納骨堂の予定地				
説明会日時及び場所				
出席者	説明者側		連絡先	
	住民側	代表者氏名 ほか 名	連絡先	
今後の折衝予定				

添付書類

- (1) 説明会を開催するに至った経緯を記した書類
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会で配布した資料
- (4) 出席者名簿
- (5) 出席者の居住範囲を表示した地図

第 7 号様式（第 14 条第 2 項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画（変更）周辺住民等協議状況報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地又は納骨堂の経営計画について、周辺住民等と協議を行ったので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により報告します。

墓地又は納骨堂の名称	
墓地又は納骨堂の予定地	
協議日時、場所及び方法	
協 議 の 内 容	
協 議 の 結 果	

添付書類

意見に対する見解を示した文書の写し

第 8 号様式（第 15 条第 2 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市墓地・納骨堂経営計画確認書

墓地又は納骨堂の経営計画について、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、確認書を交付します。

墓地又は納骨堂の名称	
墓地又は納骨堂の予定地	
条例第 4 条第 2 項の規定による届出があった日	年 月 日
条例第 5 条第 4 項の規定による届出があった日	年 月 日
条例第 6 条第 2 項の規定による報告があった日	年 月 日
備 考	

第 9 号様式（第 16 条）

浦安市墓地・納骨堂経営計画事前協議事項変更協議申出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 8 条第 1 項本文の規定により協定の内容を変更しようとするので、協議を申し出ます。

申 請 の 区 分		経 営 許 可 ・ 変 更 許 可	
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 名 称			
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 予 定 地			
協 定 締 結 日		年 月 日	
変 更 事 項	変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			

第10号様式（第17条第2項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画事前協議事項変更届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第17条第2項の規定により軽微な内容の変更をしようとするので届け出ます。

申 請 の 区 分		経 営 許 可 ・ 変 更 許 可	
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 名 称			
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 予 定 地			
協 定 締 結 日		年 月 日	
変 更 事 項	変 更 箇 所	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			

第 1 1 号様式（第 18 条）

浦安市墓地・納骨堂経営計画（廃止・停止・再開）届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地又は納骨堂の経営計画を（廃止・停止・再開）したので、浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 9 条の規定により届け出ます。

届 出 の 区 分	廃 止 ・ 停 止 ・ 再 開
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 名 称	
墓 地 又 は 納 骨 堂 の 予 定 地	
協 定 締 結 日	年 月 日
（ 廃 止 ・ 停 止 ・ 再 開 ） の 理 由	
（ 廃 止 ・ 停 止 ・ 再 開 ） の 年 月 日	年 月 日

第 1 2 号様式（第 19 条第 1 項）

浦安市墓地等経営許可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、墓地等を  
経営したいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

経 営 対 象	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
墓 地 等 の 名 称	
経 営 の 計 画	
墓地等の所在地（地番）、 地目及び面積	
協 定 締 結 日	年 月 日
墓 地 等 の 構 造	
工 事 の 完 了 年 月 日	年 月 日

添付書類

裏面参照

## 添付書類

- (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川、海及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面
- (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 維持管理規則等墓地等として使用に供するために必要な事項を記載した書類
- (6) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (7) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
- (8) 財産目録、預貯金残高証明書等の財産が確認できる書類
- (9) 申請者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の宗教法人規則の写し及び法人の登記事項証明書
- (10) 墓地等の経営に関する意思決定をした旨を証する書類及び墓地等を経営するに至った理由を記載した書類

第 1 3 号様式（第 20 条第 1 項）

浦安市墓地等変更許可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地等を変更したいので関係書類を添えて次のとおり申請します。

変 更 対 象	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
墓 地 等 の 名 称	
変 更 後 の 経 営 の 計 画	
変更に係る墓地等の所在地（地番）、地目及び面積	
許 可 番 号	第 号
変 更 後 の 墓 地 等 の 構 造	
変更に係る工事の完了 年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	

添付書類

裏面参照

## 添付書類

- (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川、海及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地等の施設の配置図及びその構造を示す図面
- (4) 土地の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図
- (5) 維持管理規則等墓地等として使用に供するために必要な事項を記載した書類
- (6) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (7) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
- (8) 財産目録、預貯金残高証明書等の財産が確認できる書類
- (9) 申請者が宗教法人である場合にあっては、当該宗教法人の宗教法人規則の写し及び法人の登記事項証明書
- (10) 申請者が宗教法人である場合にあっては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (11) 変更により墓地等でなくなる区域がある場合（引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあっては、改葬報告書

第 1 4 号様式（第 21 条第 1 項）

浦安市墓地等廃止許可申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓地等を  
廃止したいので関係書類を添えて申請します。

廃 止 対 象	墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場
墓 地 等 の 名 称	
廃止に係る墓地等の所在地 （地番）、地目及び面積	
（墓地又は納骨堂の場合） 改 葬 年 月 日	年 月 日
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

添付書類

- （1） 墓地又は納骨堂を廃止する場合（引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあっては、改葬報告書
- （2） 申請者が宗教法人である場合にあっては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

第15号様式（第22条第1項第1号）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市墓地等経営（変更）許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営（変更）  
については、墓地、埋葬等に関する法律第10条（第1項・第2項）の  
規定により、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の用地
  - (1) 所在地（地番）
  - (2) 地目
  - (3) 面積
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地又は納骨堂の区画数
- 4 許可番号
- 5 変更許可にあつては変更内容

第16号様式（第22条第1項第2号）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市墓地等廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地等の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の用地
  - (1) 所在地（地番）
  - (2) 地目
  - (3) 面積
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地又は納骨堂の区画数
- 4 許可番号

第 17 号様式（第 22 条第 1 項第 3 号）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市墓地等不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営（変更・  
廃止）については、不許可としたので、次のとおり通知します。

- 1 墓地等の用地
  - (1) 所在地（地番）
  - (2) 地目
  - (3) 面積
- 2 墓地等の名称
- 3 不許可の理由

#### 教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 18 号様式（第 25 条第 1 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する勧告書

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 25 条の規定により必要な措置を講ずることを勧告します。

- 1 墓地又は納骨堂の名称
- 2 墓地又は納骨堂の所在地
- 3 勧告の内容
- 4 必要な措置を講ずべき期限
- 5 勧告の理由

第 19 号様式（第 25 条第 2 項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する勧告受諾書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で通知のあつた墓地・納骨堂経営計画に関する勧告を受諾します。

墓地又は納骨堂の名称	
墓地又は納骨堂の所在地	
勧告の内容	
必要な措置を講ずべき期限	年 月 日

第20号様式（第26条第1項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する命令通知書

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第26条の規定により当該  
勧告に従うべきことを命令します。

- 1 墓地又は納骨堂の名称
- 2 墓地又は納骨堂の所在地
- 3 命令の内容
- 4 勧告に従うべき期限
- 5 命令の理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 2 1 号様式（第 26 条第 2 項）

浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する命令受諾書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）

㊞

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で通知のあつた墓地・納骨堂経営計画に関する命令を受諾します。

墓地又は納骨堂の名称	
墓地又は納骨堂の所在地	
命令の内容	
命令に従うべき期限	年 月 日

第 2 2 号様式（第 27 条第 2 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する出頭要求通知書

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第 27 条第 2 項本文の規定により出頭を求めます。

- 1 墓地又は納骨堂の名称
- 2 墓地又は納骨堂の所在地
- 3 出頭日時
- 4 出頭場所
- 5 理由

第 23 号様式（第 27 条第 3 項）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市墓地・納骨堂経営計画に関する違反事項等公表決定通知書

浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例第27条第1項の規定により違反事項等を公表しますので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 墓地又は納骨堂の名称
- 2 墓地又は納骨堂の所在地
- 3 違反等の内容
- 4 公表する内容
- 5 公表の方法
- 6 公表する日